

平成27年度 京都市立池田小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

(1) 目的

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(2) 基本理念

◎いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

◎いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

◎いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策委員会の設置

ア 委員会名

いじめ対策委員会

イ 構成員（職名又は校務分掌）

校長・生徒指導主任・生徒指導部・養護教諭・スクールカウンセラー
担任・スクールソーシャルワーカー等（関連機関の専門家との連携）

ウ 開催時期

奇数月 1 回（月末金曜日予定）

エ 委員会として取り組む内容

- いじめの防止及び早期発見のための情報交換
- いじめを受けていると思われるときの適切かつ迅速な対応の検討
- いじめの防止等のための対策に関する措置や研修の計画

※ 会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載

(2) 教職員の資質向上（校内研修）

ア 基本的な考え方

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

イ 研修の時期・内容等

- 4 月・いじめ問題の基本的理解と学級づくり
- 8 月・いじめに関する校内研修ツールの活用
- 10 月・クラスマネジメントシートの確認
- 3 月・いじめ、不登校など生徒指導年間反省

3 基本的施策

(1) 学校におけるいじめの未然防止

ア 授業改善

○学校教育目標「確かな未来をめざし、心ゆたかに生き生きと学び合う子の育成」を具現化するため、安心感のある学級集団作りを行い、一人一人が活躍できるように授業改善を行う。

イ 道徳教育

○人の気持ちや立場を理解し、助け合い励まし合う子の育成をめざした道徳教育の充実を図る。

ウ 体験活動

○感動体験発表「池田タイム」・集会活動・クリーンキャンペーン・ふれあい農園での野菜作り・植物の栽培・わくわくランドでの生き物飼育など豊かな情操と道徳心を培う活動を実施する。

エ 児童生徒が自主的に行う活動

○学級会活動・児童会活動・委員会活動・クラブ活動などにおいて、児童自ら課題を見出し、自分たちで考え活動する子どもの育成をめざした特別活動の充実を図る。

オ 児童生徒へのはたらきかけ

○いじめアンケートやクラスマネジメントシートなどでの現状把握と振り返りや人権教育年間月別テーマの指導など友だちを大切にする子の育成をめざした人権教育の充実を図る。
○友だちの日を活用したミニアンケートの実施。

カ 保護者の啓発

○学級懇談会・個人懇談会・教育相談会・家庭教育学級やPTA活動との連携など機会あるごとに、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発措置を講ずる。

キ その他

○学校だより・ホームページなどによる地域への発信を行う。

(2) いじめの早期発見のための措置

ア 情報の集約と情報の共有

○教職員から管理職への報告・連絡・相談
○学年会における情報交換と生徒指導委員会での報告。
○職員朝会・打ち合わせ時における情報の共有
○声かけ隊や自町連など地域の方との連携・情報交換。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

(ア) アンケートの実施

○いじめアンケートやクラスマネジメントシートの活用。

(イ) 教育相談の実施

○児童と担任とのコミュニケーションタイム
○長期休業前の教育相談会・個人面談等

4 いじめが起こったときの措置

(1) 基本的な考え方

児童等がいじめを受けていると思われるときは，速やかに，当該児童等に
係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに，その結
果を学校長に報告する。

(2) いじめが発覚したときの対応

- いじめがあったことが確認された場合には，いじめをやめさせ，及びその再
発を防止するため，複数の教職員によって，心理，福祉等に関する専門的な
知識を有する者の協力を得つつ，いじめを受けた児童等又はその保護者に対
する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助
言を継続的に行う。
- いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の
場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心
して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争
いが起きることのないよう，いじめの事案に係る情報を保護者と共有するた
めの必要な措置を講ずる。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警
察署と連携してこれに対処するものとし，児童等の生命，身体又は財産に重
大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し，適切に，
援助を求める。

(2) ネットを通じて行われるいじめへの対応

発信された情報の高度の流通性，発信者の匿名性その他のインターネット
を通じて送信される情報の特性を踏まえて，インターネットを通じて行われ
るいじめを防止し，及び効果的に対処することができるよう，必要な啓発活
動を行う。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

いじめにより児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき，また，相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは，速やかに，学校長は組織を設け，質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

- いじめを受けた児童等及びその保護者に対し，重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- 教育委員会を通じて，重大事態が発生した旨を，地方公共団体の長に報告する。
- 重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

6 関係機関との連携

ア 地域・家庭との連携の推進に向けて

- 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し，保護者や地域住民の理解を得る。
- いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに，家庭訪問や学校だよりなどを通じて連携協力を図る。

イ 関係機関との連携の推進に向けて

- PTAや地域の関係団体等とともに，いじめ問題について協議する機会を設け，いじめの根絶に向けて地域ぐるみで対策を進める。

7 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や 校内研修等	未然防止に向けた 取組や行事等	アンケートの実施 や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	・生徒指導上の問題の基本 認識 ・生徒指導委員会	・学年集会		・家庭訪問週間
5	・児童共通理解 ・生徒指導委員会	・憲法月間朝会 ・1年生を迎える会 ・池田タイム	・友だちの日 ・ミニアンケート	・学級懇談会
6	・学級経営方針 ・生徒指導委員会	・男女平等教育について ・池田タイム		
7	・生徒指導委員会	・日本語教室について ・池田タイム ・朝会	・いじめアンケート ・クラスマネジメントシート ・児童教育相談	・個人懇談会
8	・夏季生徒指導研修	・サマーチャレンジ ・朝会		
9	・生徒指導委員会	・総合育成支援教育について ・池田タイム	・友だちの日 ・ミニアンケート	
10	・生徒指導委員会	・国際理解教育について ・池田タイム		
11	・生徒指導委員会	・クリーンキャンペーン ・ふれあい参観		・学級懇談会
12	・生徒指導委員会	・人権月間朝会 ・池田タイム ・朝会	・いじめアンケート ・クラスマネジメントシート ・児童教育相談	・教育相談会
1	・生徒指導委員会	・朝会 ・外国人教育について ・池田タイム	・友だちの日 ・ミニアンケート	・自由参観
2	・生徒指導委員会	・性教育週間 ・池田タイム		・学級懇談会
3	・生徒指導年間反省	・6年生を送る会	・児童教育相談	